

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 9月12日

【計算期間】 第5期
（自 平成23年 6月14日 至 平成24年 6月12日）

【ファンド名】 アメリカン・ドリーム・ファンド

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区日本橋室町二丁目 4番 3号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【連絡場所】 東京都千代田区日本橋室町二丁目 4番 3号

【電話番号】 03 6880 6400

【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて米国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表 (網掛け表示部分) の定義 >

- 追加型
- ・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 海外
- ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 株式
- ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		

クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(中小型株)))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(中小型株)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

- その他資産 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態が（投資信託証券（ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）をいいます。）を通じて主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 年1回 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 北米 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファミリーファンド ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- 為替ヘッジなし ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

委託者は、マーケットの環境等の理由で上限金額に達する前にお申込みの受付を停止することがあります。

ファンドの特色

1

主として米国の小型成長株式に投資します。

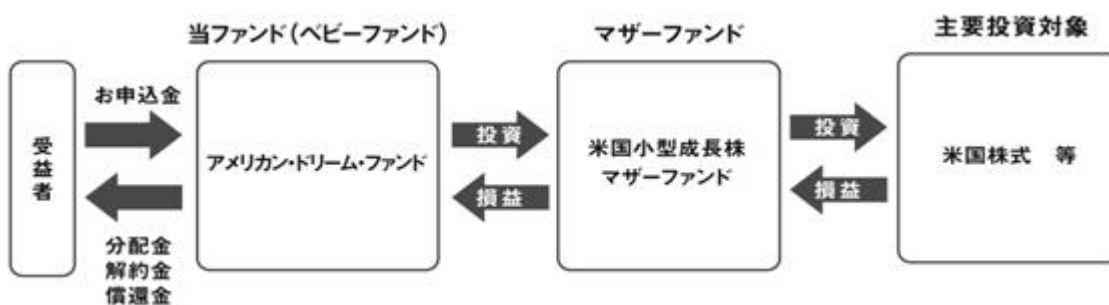
- ・主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の小型成長株式に投資します。
- ・米国の株式への投資は、当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下の株式とします。

主として米国の株式に投資しますが、米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（米国預託証券（ADR）*を含みます。以下「ADR等」といいます。）に投資する場合があります。（ADR等も当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。）

- * 「米国預託証券（ADR）」とはAmerican Depositary Receiptの頭文字をとったもので、米国以外の企業の株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券です。

当ファンドは、「米国小型成長株マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」という場合があります。）とするファミリーファンド方式*で運用します。

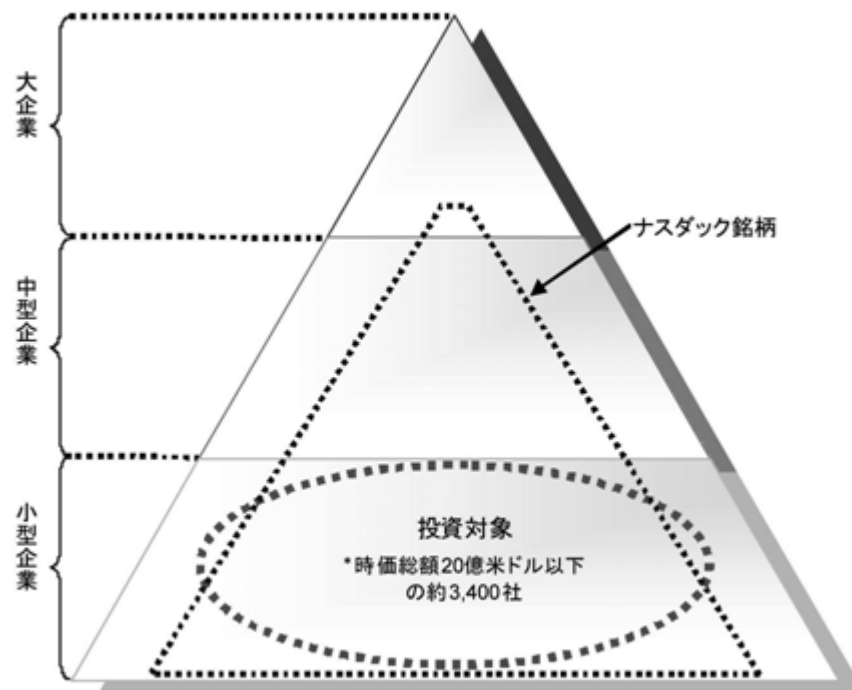
- * 「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。



ファンドは、マザーファンドの他に、株式等に直接投資する場合があります。

マザーファンドの運用の方針等については、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 マザーファンドの概要」をご参照ください。

<マザーファンドの主な投資対象>



- *1: 当初設定時に買付けを行った銘柄には時価総額が20億米ドル超のものが含まれます。
- *2: 時価総額が20億米ドル以下のものから投資する銘柄を選定しますが、選定期間中に株価が上昇した場合等、実際に投資を行う際の時価総額が20億米ドルを超える場合があります。
- *3: 取得後、株価の上昇等によって、保有する銘柄の時価総額が20億米ドルを超えることがあります。
- *4: 2012年7月末現在の米国企業の投資対象は約3,400社ですが、各企業の時価総額の変動や新規上場等によって対象社数は変動します。また米国企業以外が発行するADR等も投資対象となります。

2

高い収益の獲得をめざします。

- ・ 高成長が見込める20～30銘柄程度に絞り込んで投資します。
- ・ 高い成長が見込める銘柄を市場に先駆け発掘し投資します。
- ・ 買付けた銘柄は 基本的には短期での売却を行わず、長期に投資することで大きなキャピタルゲイン（売買益）の獲得をめざします（原則1年以上の保有を前提とした投資です）。

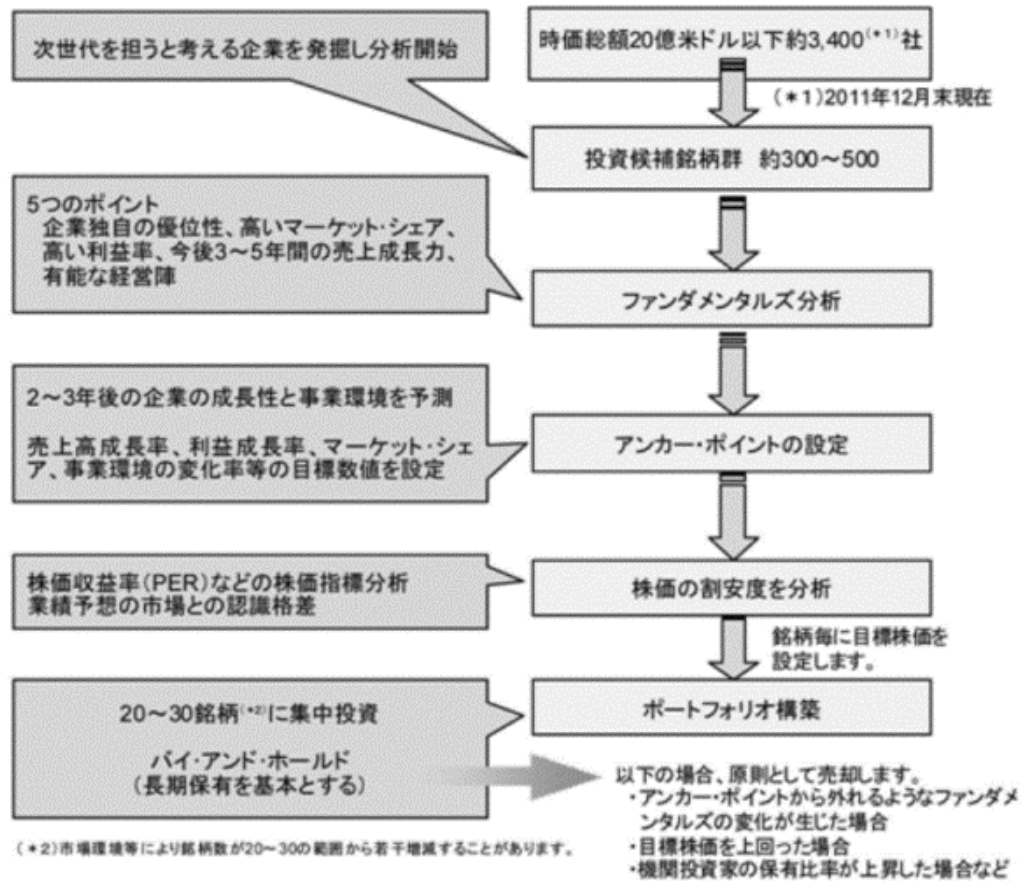
3

ボトムアップ・アプローチに基づいて銘柄を選定します。

投資対象企業の多くに直接訪問するなど、徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、投資対象企業を調査・分析します（ボトムアップ・アプローチ*）。

- * ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の調査・分析をベースに投資銘柄を選定していく運用手法です。

<銘柄選定プロセスの概要>



(注) 当初設定時に買付けを行った銘柄の中には、当ファンド設定以前に上記のプロセスを経てRSインベストメント社が選定した銘柄が含まれます。このため、当初設定時に買付けを行った銘柄の中には、取得時の時価総額が20億米ドルを超える銘柄が含まれます。また銘柄選定期間中に株価が上昇した場合など、実際に投資を行う際の時価総額が20億米ドルを超える場合もあります。なお上記の投資対象銘柄数は 2012年7月末現在の米国企業の社数であり、米国以外の企業が発行するADR等も投資対象となります。

4

RSインベストメントに米国株式等の運用を委託します。

- ・米国株式等の運用の指図に関する権限をRSインベストメントに委託します（マザーファンド）。
- ・RSインベストメントは、米国を中心とする中小型株式運用に特化した運用会社としてスタートしました。
- ・全米の新興企業や先端技術の多くが集約するシリコンバレーを臨むサンフランシスコを拠点にしています。
- ・徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・リサーチによる銘柄選択を行います。
- ・小型成長株式投資において歴史と実績があり、小型成長企業間において高いブランド力と強固なネットワークがあります。

<RSインベストメントの概要>

正式社名はアールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー。1986年設立。米国を中心とする中小型株式運用に特化した専門家集団としてスタートしました。2012年6月末現在の運用資産額は約1.71兆円（米ドルベースの約219億米ドルを2012年7月末日の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値 1米ドル＝

78.17円にて換算）。

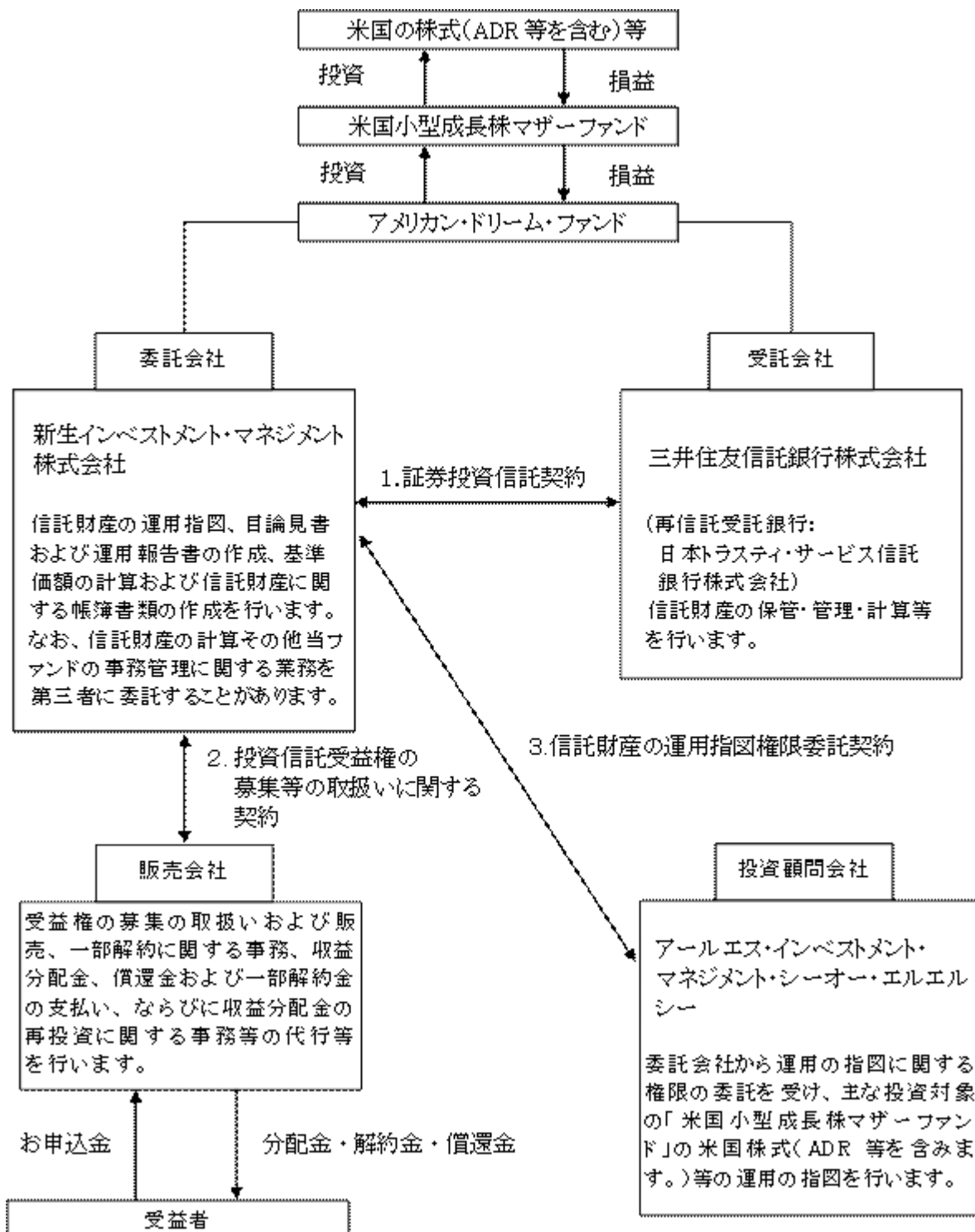
本拠地はシリコンバレーを臨むサンフランシスコにあり、徹底したファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチが特色。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年6月29日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



契約等の概要

1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（三井住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

3) 信託財産の運用指図権限委託契約

「信託財産の運用指図権限委託契約」は委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と投資顧問会社（アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー）との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するに当たり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めが定められています。

委託会社の概要

1) 資本金

4億9,500万円（平成24年7月末日現在）

2) 沿革

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年 9月30日：証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

（平成24年7月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

運用方法

1）投資対象

米国小型成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

2）投資態度

イ）主として米国小型成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（ADR等を含みます。）に投資する場合があります。

ロ）米国の株式（ADR等を含みます。）は当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額が20億米ドル以下のものとします。

ハ）米国株式（ADR等を含みます。）への実質投資比率は高位を維持することを基本とします。

ニ）実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ）信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

ヘ）ただし、資金動向や市場動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）デリバティブ取引に係る権利（信託約款に定めるものに限りませ。）

ハ）金銭債権

ニ）約束手形（上記イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である米国小型成長株マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます（なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）。
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13) 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14) 投資信託または外国投資信託の受益証券
- 15) 投資証券または外国投資証券
- 16) 外国貸付債権信託受益証券
- 17) 預託証書
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券
- 20) 抵当証券
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものおよび第13号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引

米国小型成長株マザーファンドの概要

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

運用方法

1) 投資対象

米国の株式（ADR等を含みます。）等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

イ) 主に米国の株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。なお米国以外の企業が発行する米国の金融商品取引所に上場、または金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式（ADR等を含みます。）に投資する場合があります。

ロ) 米国の株式（ADR等を含みます。）は当初設定時に買付けを行った銘柄を除き、原則として、取得時において時価総額20億米ドル以下のものとします。

ハ) 米国株式（ADR等を含みます。）等の運用については、アールエス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。

ニ) 米国株式（ADR等を含みます。）への投資は高位を維持することを基本とします。

ホ) 外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

へ) 投資信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらと類似の取引を行うことができます。

ト) ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

3) 投資制限

イ) 株式(ADR等を含みます。)への投資割合に制限を設けません。

ロ) 外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。

ハ) 同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

ニ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ホ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

へ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ト) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3) 【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・ 投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。

管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。
-----	---------------------------------------

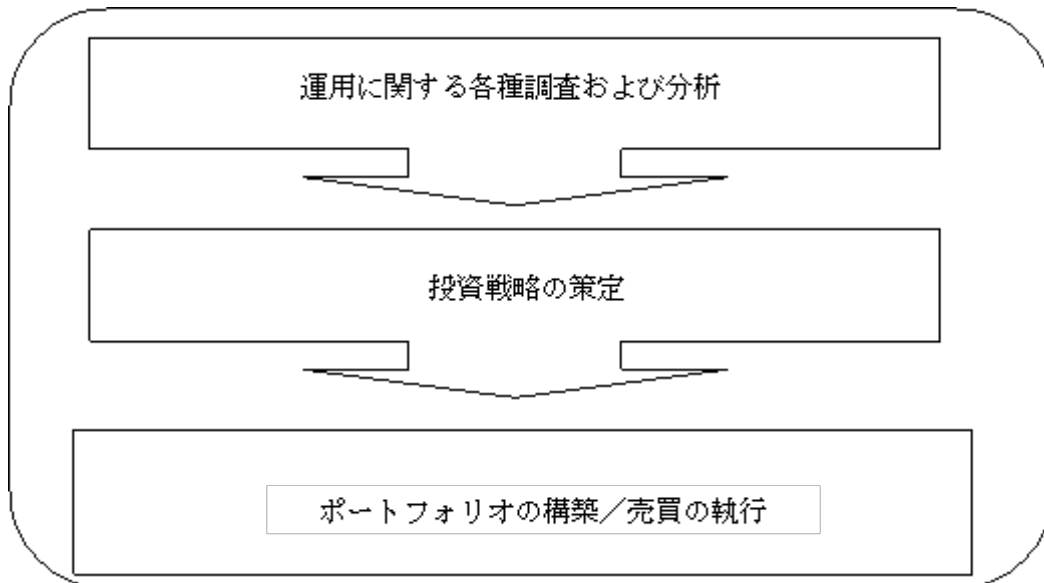
なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は平成24年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

RSインベストメンツ

当ファンドの実質的な運用を行う米国小型成長株マザーファンドは米国株式（ADR等を含みます。）等の運用の指図に関する権限をRSインベストメンツに委託しておりますが、RSインベストメンツは、与えられた運用指図の権限の範囲内で、以下のフローでポートフォリオを構築します。



ファンドの運用体制等は平成24年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（繰越分およびみなし配当等収益を含む）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除）等の全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合

合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

分配金のお支払い

「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。お支払いは販売会社において行います。

「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合に制限を設けません。

外貨建て資産への実質投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の株式(ADR等を含みます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記 1) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記 1) の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ロ) 株式分割により取得する株券
 - ハ) 有償増資により取得する株券
 - ニ) 売出しにより取得する株券
- ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的

- 1) 委託者は、信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（証券インデックス・オプション取引を含みます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 2) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図を

することができます。

スワップ取引の運用指図・目的

- 1) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託者は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 上記 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建て資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- 1) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とし

て、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)同一の法人の発行する株式について、次の1)の数が2)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

1) 委託者が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

2) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、大型株に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい中小型の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。当ファンドの資産を直接株式に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に中小型株は大型株に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されま。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。 ・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。

管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。 ・法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。
-----	---

2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

RSインベストメンツ

1) 運用評価

リスク管理は、最高経営責任者、最高投資責任者、および最高コンプライアンス責任者をリスク管理の責任者とし、中・小型株式の運用に関するリスク等について、日々、分析および評価を実施しています。

2) ポートフォリオ管理

トレーディング部門において、トレーダーとは別に決済専門の担当者を配置し、速やか、かつ、正確に約定内容のポートフォリオへの反映を行うと共に、運用部門と分離された管理部の担当者が、日々のポートフォリオの維持・管理を行っています。

3) 内部管理体制

運用部門、管理部門、トレーディング部門がそれぞれ独立しており、これにより運用部門はファンド毎に定められた投資制限の範囲内で最適な投資判断を行い、トレーディング部門は最良執行をめざします。

また、各部門が適正に機能しているか、関係法令を遵守しているかどうかをチェックするため、弁護士実務経験の豊富な法務責任者とコンプライアンス・アナリストが、それぞれ独自に各部門の業務内容を監視します。

上記体制は平成24年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額)(税抜3.5%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料
かかりません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年2.4675%(税抜2.35%)の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします(括弧内は税抜です。)

信託報酬(年率)			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.4675%	1.6485%	0.735%	0.084%
(2.35%)	(1.57%)	(0.70%)	(0.08%)

信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに信託終了のときに、ファンドから支払われます。

「米国小型成長株マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)、毎計算期末ならびに信託終了のときに支払うものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に、年10,000分の120の率を乗じて得た金額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と元本払戻金（特別分配金）>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

（１）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

（２）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

（３）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別

元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<個別元本>

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（１）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

（２）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

<個人投資家の場合>

（１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	10%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	10.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	20.315%

（２）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	10%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	10.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	20.315%

< 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	7%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	7.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	15.315%

上記は平成24年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成24年7月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,627,763,080	98.70
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		34,729,001	1.30
合計(純資産総額)		2,662,492,081	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	米国小型成長株マザーファンド	2,864,359,146	0.8876	2,542,405,178	0.9174	2,627,763,080	98.70

<種類別および業種別投資比率>

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券		98.70
合計		98.70

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
設定時 (平成19年6月29日)	2,270		0.9994	
第1期計算期末 (平成20年6月12日)	3,089	3,089	0.7754	0.7754

第2期計算期末 (平成21年6月12日)	2,062	2,062	0.6132	0.6132
第3期計算期末 (平成22年6月14日)	2,279	2,279	0.7167	0.7167
第4期計算期末 (平成23年6月13日)	2,327	2,327	0.7629	0.7629
第5期計算期末 (平成24年6月12日)	2,645	2,645	0.7933	0.7933
平成23年7月末日	2,295		0.7566	
平成23年8月末日	2,098		0.6876	
平成23年9月末日	2,005		0.6605	
平成23年10月末日	2,298		0.7589	
平成23年11月末日	2,078		0.6914	
平成23年12月末日	2,085		0.7001	
平成24年1月末日	2,170		0.7300	
平成24年2月末日	2,500		0.8404	
平成24年3月末日	2,583		0.8710	
平成24年4月末日	2,745		0.8681	
平成24年5月末日	2,611		0.7887	
平成24年6月末日	2,719		0.8178	
平成24年7月末日	2,662		0.8165	

* 純資産総額（百万円）は単位未滿を切捨てて表示しています。また、1口当たり純資産額（円・分配付き）は、外税控除前の金額を記載しています。

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 (平成19年6月29日（設定日）～平成20年6月12日)	0.0000
第2期計算期間 (平成20年6月13日～平成21年6月12日)	0.0000
第3期計算期間 (平成21年6月13日～平成22年6月14日)	0.0000
第4期計算期間 (平成22年6月15日～平成23年6月13日)	0.0000
第5期計算期間 (平成23年6月14日～平成24年6月12日)	0.0000

【収益率の推移】

期間	収益率（%）
第1期計算期間 (平成19年6月29日（設定日）～平成20年6月12日)	22.5
第2期計算期間 (平成20年6月13日～平成21年6月12日)	20.9

第3期計算期間 (平成21年6月13日～平成22年6月14日)	16.9
第4期計算期間 (平成22年6月15日～平成23年6月13日)	6.4
第5期計算期間 (平成23年6月14日～平成24年6月12日)	4.0

*各計算期間の収益率は、当該計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<ご参考>

(2012年7月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

分配の推移

決算期	分配金
12年6月	0円
11年6月	0円
10年6月	0円
09年6月	0円
08年6月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

【組入上位銘柄】

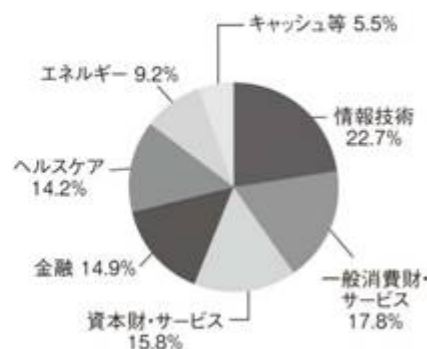
	銘柄名	業種	組入比率
1	MELLANOX TECHNOLOGIES LTD	情報技術	7.0%
2	AMTRUST FINANCIAL SERVICES	金融	6.4%
3	VITAMIN SHOPPE INC	一般消費財・サービス	6.2%
4	PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	金融	5.7%
5	CYBERONICS INC	ヘルスケア	5.3%
6	MIDDLEBY CORP	資本財・サービス	5.3%
7	ADVISORY BOARD CO/THE	資本財・サービス	4.3%
8	CORE LABORATORIES NV	エネルギー	4.0%
9	SOURCEFIRE INC	情報技術	3.9%
10	COMMERCIAL VEHICLE GROUP INC	資本財・サービス	3.7%

*【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率はマザーファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

*上記の業種はMSCI/S&P GICS®の業種区分に基づいています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard=GICS) のことです。

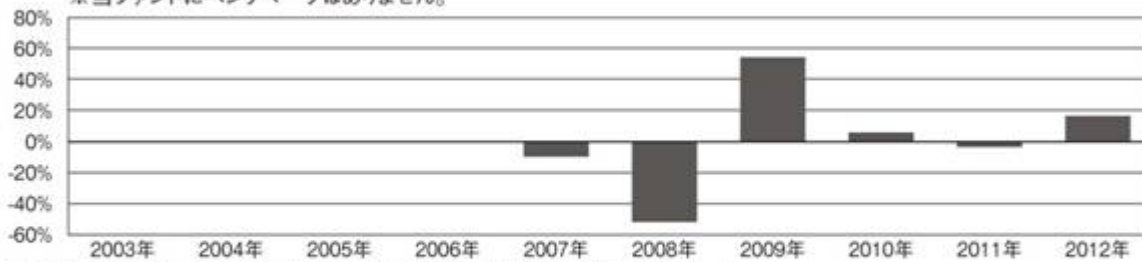
【業種配分】



年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(6月29日)から年末までの収益率、2012年は1月から7月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

「米国小型成長株マザーファンド」

以下は平成24年7月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,482,498,318	94.47
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	145,340,595	5.53
合計(純資産総額)		2,627,838,913	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国/地域	銘柄名	業種	数量	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
アメリカ	MELLANOX TECHNOLOGIES LTD	半導体・半導体製造装置	22,150	4,932	109,255,473	8,329	184,487,649	7.02
アメリカ	AMTRUST FINANCIAL SERVICES	保険	71,680	2,297	164,678,800	2,349	168,432,961	6.41
アメリカ	VITAMIN SHOPPE INC	小売	36,250	3,888	140,946,372	4,519	163,814,029	6.23
アメリカ	PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	各種金融	22,580	5,557	125,497,088	6,644	150,031,681	5.71
アメリカ	CYBERONICS INC	ヘルスケア機器・サービス	40,755	3,201	130,459,261	3,441	140,271,581	5.34
アメリカ	MIDDLEBY CORP	資本財	18,010	7,555	136,078,523	7,671	138,165,584	5.26
アメリカ	THE ADVISORY BOARD CO	商業・専門サービス	31,600	3,701	116,962,644	3,541	111,923,493	4.26
アメリカ	CORE LABORATORIES N.V.	エネルギー	11,880	9,356	111,160,554	8,946	106,285,091	4.04
アメリカ	SOURCEFIRE INC	ソフトウェア・サービス	26,153	3,959	103,547,847	3,870	101,217,254	3.85
アメリカ	COMMERCIAL VEHICLE GROUP INC	資本財	161,524	653	105,556,127	601	97,096,486	3.69
アメリカ	ABIOMED INC	ヘルスケア機器・サービス	53,140	1,668	88,644,477	1,753	93,173,183	3.55
アメリカ	FEI COMPANY	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	24,530	3,723	91,331,006	3,719	91,235,130	3.47
アメリカ	GRAND CANYON EDUCATION INC	消費者サービス	68,550	1,436	98,490,213	1,316	90,238,040	3.43
アメリカ	LUMINEX CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	61,202	1,775	108,648,281	1,389	85,014,529	3.24

アメリカ	FRANCESCAS HOLDINGS CORP	小売	31,870	2,243	71,499,675	2,474	78,873,858	3.00
アメリカ	GEORESOURCES INC	エネルギー	28,356	2,865	81,260,135	2,594	73,568,572	2.80
アメリカ	FINANCIAL ENGINES INC	各種金融	48,760	1,653	80,614,688	1,474	71,886,195	2.74
アメリカ	OYO GEOSPACE CORP	エネルギー	8,105	6,827	55,333,437	7,631	61,855,229	2.35
アメリカ	INFORMATICA CORP	ソフトウェア・サービス	25,146	3,144	79,067,554	2,334	58,694,691	2.23
アメリカ	BROADSOFT INC	ソフトウェア・サービス	31,938	2,076	66,334,488	1,834	58,595,048	2.23
アメリカ	DEXCOM INC	ヘルスケア機器・サービス	60,800	904	54,989,155	886	53,896,026	2.05
アメリカ	PEETS COFFEE & TEA INC	消費者サービス	8,950	4,638	41,515,539	5,901	52,821,423	2.01
アメリカ	POLYPORE INTERNATIONAL INC	資本財	17,960	2,735	49,137,662	2,883	51,791,095	1.97
アメリカ	SHUTTERFLY INC	小売	16,808	1,890	31,782,790	2,609	43,857,359	1.67
アメリカ	JIVE SOFTWARE INC	ソフトウェア・サービス	25,240	1,325	33,462,263	1,586	40,052,119	1.52
アメリカ	TUMI HOLDINGS INC	耐久消費財・アパレル	26,810	1,370	36,744,440	1,388	37,220,301	1.42
アメリカ	VOCERA COMMUNICATIONS INC	ヘルスケア機器・サービス	16,733	1,894	31,694,171	2,084	34,884,856	1.33
アメリカ	MICROSTRATEGY INC-CL A	ソフトウェア・サービス	2,917	9,430	27,508,560	9,292	27,107,242	1.03
アメリカ	HEXCEL CORP	資本財	8,770	1,876	16,460,077	1,825	16,007,613	0.61
合計	-	合計	-	-	2,388,661,300	-	2,482,498,318	

(注) 上記業種はMSCIに基づく業種分類です。

<種類別および業種別の投資比率>

投資資産の種類	投資資産の業種別	投資比率(%)
株式	ヘルスケア機器・サービス	12.26
	資本財	11.53
	小売	10.90
	ソフトウェア・サービス	10.87
	エネルギー	9.20
	各種金融	8.44
	半導体・半導体製造装置	7.02
	保険	6.41
	消費者サービス	5.44
	商業・専門サービス	4.26
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.47
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.24
	耐久消費財・アパレル	1.42
合計	94.47	

(注) 上記業種はMSCIに基づく業種分類です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第1期計算期間 （平成19年6月29日～平成20年6月12日）	3,983,663,040	0
第2期計算期間 （平成20年6月13日～平成21年6月12日）	732,569,905	3,362,819,337
第3期計算期間 （平成21年6月13日～平成22年6月14日）	355,869,239	3,180,916,813
第4期計算期間 （平成22年6月15日～平成23年6月13日）	381,064,978	3,050,383,673
第5期計算期間 （平成23年6月14日～平成24年6月12日）	425,978,446	3,335,365,659

（注1）第1期計算期間の設定数量（口数）は、当初設定数量（口数）を含みます。

（注2）換金に制限（クローズド期間）を平成20年6月11日まで設けておりました。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込手続

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金(解約)手続等】

解約申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも解約が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までには、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

解約の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の申込みを受益者がするときには、振替受益権をもって行うものとし、

解約申込不可日

販売会社の営業日であっても、解約申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするた

め、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

解約単位

販売会社が定める単位をもって解約できます。

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（基準価額に0.3%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰入れられます。

支払開始日

お手取額は、原則として解約請求受付日から起算して、6営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消すことができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして取扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) 基準価額は、1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 1) マザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価します。

- 2) 外国株式は、原則として海外の金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- 3) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 4) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 直近の基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

委託者は、信託契約の一部解約により当ファンドの受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 1) 委託者は、上記 にしたがって信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 2) 上記 1) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 3) 上記 2) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、この信託契約の解約をしません。
- 4) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 5) 上記 2) から 4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 2) の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 6) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7) 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記 の 4) に該当する場合を除き、その当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記 の規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

運用報告書

委託者は、ファンドの毎決算後および償還後に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知

られたる受益者に対して交付します。

信託約款の変更

- 1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、上記 1) の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記 2) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記 3) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 1) の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記の または に規定する公告または書面に付記します。

償還金について

- 1) 償還金は、原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに受益者に支払いを開始します。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

関係法人との契約の更新に関する手続

- 1) 委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

- 2) 委託者と投資顧問会社との間で締結するマザーファンドに関する「信託財産の運用指図権限委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

- 2) 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として、信託終了日から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権

繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、一定の期間内に委託会社へ所定の手続きにより異議の申立てを行った受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成23年6月14日から平成24年6月12日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

アメリカン・ドリーム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成23年6月13日現在)	第5期 (平成24年6月12日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	847,072	712,208
コール・ローン	68,373,409	84,898,882
親投資信託受益証券	2,297,707,366	2,590,786,296
未収利息	93	116
流動資産合計	2,366,927,940	2,676,397,502
資産合計	2,366,927,940	2,676,397,502
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,938,848	185,570
未払受託者報酬	994,222	1,014,854
未払委託者報酬	28,210,751	28,796,372
その他未払費用	522,004	523,432
流動負債合計	39,665,825	30,520,228
負債合計	39,665,825	30,520,228
純資産の部		
元本等		
元本	3,050,383,673	3,335,365,659
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	723,121,558	689,488,385
純資産合計	2,327,262,115	2,645,877,274
負債純資産合計	2,366,927,940	2,676,397,502

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期 (自平成22年 6 月15日 至平成23年 6 月13日)	第５期 (自平成23年 6 月14日 至平成24年 6 月12日)
営業収益		
受取利息	19,030	23,540
有価証券売買等損益	191,613,023	123,078,930
営業収益合計	191,632,053	123,102,470
営業費用		
受託者報酬	1,886,048	1,933,252
委託者報酬	53,516,197	54,855,790
その他費用	1,049,776	1,049,740
営業費用合計	56,452,021	57,838,782
営業利益又は営業損失（ ）	135,180,032	65,263,688
経常利益又は経常損失（ ）	135,180,032	65,263,688
当期純利益又は当期純損失（ ）	135,180,032	65,263,688
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	8,399,645	10,325,502
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	901,026,876	723,121,558
剰余金増加額又は欠損金減少額	107,836,887	100,681,558
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	107,836,887	100,681,558
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,711,956	121,986,571
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,711,956	121,986,571
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	723,121,558	689,488,385

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期 (自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年6月13日から翌年6月12日までとしておりますが、第5期計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成23年6月14日から平成24年6月12日までとなっております。	

(追加情報)

第5期 (自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)	
第5期計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (平成23年6月13日現在)	第5期 (平成24年6月12日現在)
	1. 当該計算期間の末日における受益権総数	3,050,383,673口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	723,121,558円	689,488,385円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7629円 (7,629円)	0.7933円 (7,933円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 (自平成22年6月15日 至平成23年6月13日)	第5期 (自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)
1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、26,710,488円であります。	1. 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である米国小型成長株マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託する為に要する費用として、当ファンドが委託者報酬の中より負担している金額は、27,373,861円であります。

<p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,760,527円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち当ファンドに帰属すべき金額2,526,180円を含みます。)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(346,713円)及び分配準備積立金(2,520,334円)より、分配対象収益は4,627,574円(1口当たり0.001516円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,741,657円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち当ファンドに帰属すべき金額3,545,823円を含みます。)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,418,238円)及び分配準備積立金(3,843,864円)より、分配対象収益は7,003,759円(1口当たり0.002099円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>3. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>3. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

<p>第4期 (自平成22年6月15日 至平成23年6月13日)</p>	<p>第5期 (自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)</p>
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

第4期 (平成23年6月13日現在)	第5期 (平成24年6月12日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 (自平成22年6月15日 至平成23年6月13日)	第5期 (自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第5期 (自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第4期 (平成23年6月13日現在)	第5期 (平成24年6月12日現在)
期首元本額	3,180,916,813円	3,050,383,673円
期中追加設定元本額	250,531,838円	710,960,432円
期中一部解約元本額	381,064,978円	425,978,446円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

	第4期 (平成23年6月13日現在)	第5期 (平成24年6月12日現在)
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	186,702,491	114,447,949
合計	186,702,491	114,447,949

3 デリバティブ取引関係

第4期 (平成23年6月13日現在)	第5期 (平成24年6月12日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	米国小型成長株マザーファンド	2,918,866,941	2,590,786,296	
合計		2,918,866,941	2,590,786,296	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 参考 >

本報告書の開示対象ファンド（アメリカン・ドリーム・ファンド）（以下「当ファンド」という。）は、「米国小型成長株マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

米国小型成長株マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年 6月12日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	60,905,538
コール・ローン	2,193,137
株式	2,527,764,843
未収利息	3
流動資産合計	2,590,863,521
資産合計	2,590,863,521
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	2,918,866,941
剰余金	
欠損金	328,003,420
純資産合計	2,590,863,521
負債純資産合計	2,590,863,521

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成23年 6月14日 至平成24年 6月12日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	外国株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品取引市場における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準	(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年6月12日現在)
1. 計算日における受益権総数	2,918,866,941口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	328,003,420円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8876円 (8,876円)

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)	
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、株式、デリバティブ取引、預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、株価変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、本マザーファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。	
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年6月12日現在)	
----------------	--

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 預金、コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成23年6月14日 至平成24年6月12日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年6月12日現在)
同計算期間の期首元本額	2,753,724,073円
同計算期間の追加設定元本額	358,427,722円
同計算期間の一部解約元本額	193,284,854円
同計算期間末日の元本額	2,918,866,941円
上記元本額の内訳	
アメリカン・ドリーム・ファンド	2,918,866,941円

2 有価証券関係

(平成24年6月12日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	166,665,117
合計	166,665,117

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成23年6月14日)から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(平成24年6月12日現在)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成24年6月12日現在)

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CORE LABORATORIES N.V.	12,180	119.70	1,457,946.00	
	GEORESOURCES INC	28,656	36.65	1,050,242.40	
	OYO GEOSPACE CORP	11,135	86.20	959,837.00	
	COMMERCIAL VEHICLE GROUP INC	162,324	8.36	1,357,028.64	
	HEXCEL CORP	13,970	24.00	335,280.00	
	MIDDLEBY CORP	17,210	96.39	1,658,871.90	
	POLYPORE INTERNATIONAL INC	18,160	34.96	634,873.60	
	ADVISORY BOARD CO/THE	16,050	94.69	1,519,774.50	
	TUMI HOLDINGS INC	20,100	17.44	350,544.00	
	GRAND CANYON EDUCATION INC	69,050	18.38	1,269,139.00	
	PEETS COFFEE & TEA INC	11,300	59.25	669,525.00	
	FRANCESCAS HOLDINGS CORP	32,170	28.72	923,922.40	
	SHUTTERFLY INC	17,008	24.15	410,743.20	
	VITAMIN SHOPPE INC	36,650	49.71	1,821,871.50	
	ABIOMED INC	51,050	21.19	1,081,749.50	
	CYBERONICS INC	41,155	40.90	1,683,239.50	
	DEXCOM INC	61,200	11.56	707,472.00	
	VOCERA COMMUNICATIONS INC	16,280	24.10	392,348.00	
	LUMINEX CORP	61,702	22.68	1,399,401.36	
	FINANCIAL ENGINES INC	49,060	21.16	1,038,109.60	
	FX ALLIANCE INC	20,210	16.31	329,625.10	
	PORTFOLIO RECOVERY ASSOCIATE	22,780	70.97	1,616,696.60	
	AMTRUST FINANCIAL SERVICES	72,380	29.39	2,127,248.20	
	BROADSOFT INC	34,890	26.57	927,027.30	
	INFORMATICA CORP	23,456	41.09	963,807.04	
	JIVE SOFTWARE INC	25,440	16.91	430,190.40	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	3,017	120.64	363,970.88	
SOURCEFIRE INC	26,453	50.60	1,338,521.80		
FEI COMPANY	24,730	47.59	1,176,900.70		
MELLANOX TECHNOLOGIES LTD	30,050	63.10	1,896,155.00		
	米ドル小計	-	-	31,892,062.12 (2,527,764,843)	
	合計	1,029,816	-	2,527,764,843 (2,527,764,843)	

(注) 1.米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率(注)	有価証券の合計 額に対する比率
----	-----	-----------------	--------------------

米ドル	株式 30銘柄	97.6%	100.0%
合計		97.6%	100.0%

(注)組入株式の純資産に対する比率であります。

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下のファンドの現況は平成24年7月末日現在です。

<アメリカン・ドリーム・ファンド>

資産総額	2,672,610,040 円
負債総額	10,117,959 円
純資産総額(-)	2,662,492,081 円
発行済口数	3,260,838,373 口
1口当たり純資産額(/)	0.8165 円

<米国小型成長株マザーファンド>

資産総額	2,627,838,913 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	2,627,838,913 円
発行済口数	2,864,359,146 口
1口当たり純資産額(/)	0.9174 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 1）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとし、
- 2）前記1）の申請のある場合には、前記1）の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前記1）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- 3）前記1）の振替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の

支払い、解約の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成24年7月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

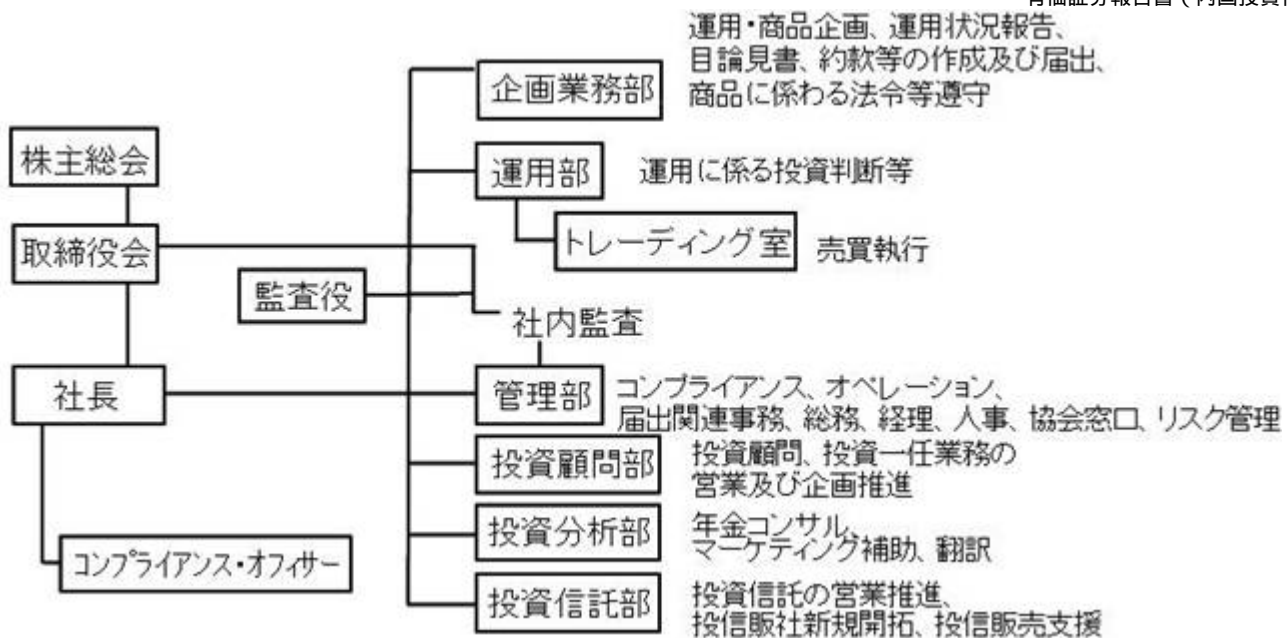
（2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計23本（追加型投資信託17本、単位型投資信託6本）であり、純資産の総額は129,348百万円(百万円未満切捨)です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		748,455		797,088
前払費用			7,918		8,745
未収委託者報酬			189,465		147,167
未収運用受託報酬			22,526		21,488
未収収益			7,545		4,604
繰延税金資産			1,051		979
その他			-		13
流動資産計			976,962		980,087
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	47,094		43,210	
器具備品	1	4,714		3,037	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,390		3,388	
商標権		118		43	
投資その他の資産					
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			101,438		93,800
資産合計			1,078,401		1,073,888

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			171,204		125,062
未払手数料	2	110,179		83,601	
その他未払金	2	61,025		41,461	
未払費用			10,667		9,858
未払法人税等			3,927		3,948
未払消費税等			2,406		2,726
その他			983		1,030
流動負債計			189,189		142,625
固定負債					
資産除去債務			26,798		27,355
繰延税金負債			9,845		8,568
固定負債計			36,644		35,923

負債合計			225,834		178,549
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		357,566		400,339	
利益剰余金合計			357,566		400,339
株主資本合計			852,566		895,339
純資産合計			852,566		895,339
負債・純資産合計			1,078,401		1,073,888

(2) 【損益計算書】

期別		第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,571,807		1,377,872	
運用受託報酬		122,817		111,721	
その他営業収益		26,532		20,137	
営業収益計			1,721,157		1,509,732
営業費用					
支払手数料	1	969,557		848,355	
広告宣伝費		34,827		28,754	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		586		563	
調査費		109,811		109,013	
委託計算費		25,355		20,396	
営業雑経費					
通信費		1,840		915	
印刷費		13,862		13,767	
協会費		3,017		2,881	
その他営業雑経費		6,812		8,601	
営業費用計			1,166,270		1,033,849
一般管理費					
給料					
役員報酬		25,290		20,100	
給料・手当		204,317		186,239	
賞与		34,115		27,803	
退職給付費用		35,669		30,274	
交際費		599		1,423	

旅費交通費		10,438		10,096	
租税公課		4,139		3,978	
不動産賃借料		37,458		44,119	
固定資産減価償却費		4,711		7,637	
資産除去債務利息費用		137		556	
諸経費		66,498		72,053	
一般管理費計			423,375		404,281
営業利益			131,511		71,601
営業外収益					
受取利息	1	123		100	
雑収入		3		11	
営業外収益計			126		112
営業外費用					
雑損失		1		2	
営業外費用計			1		2
経常利益			131,636		71,711
特別損失					
固定資産除却損		1,380		-	
移転関連費用	2	12,891		-	
特別損失計			14,271		-
税引前当期純利益			117,365		71,711
法人税、住民税及び事業税	1	42,887		30,144	
法人税等調整額		16,142	59,029	1,206	28,938
当期純利益			58,335		42,772

(3) 【株主資本等変動計算書】

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	299,231
	当期変動額 当期純利益	58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	当期首残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

純資産合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

〔追加情報〕

第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
--

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第10期 (平成23年3月31日現在)	第11期 (平成24年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p> <p>当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円</p> <p>器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 46,871千円</p> <p>その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 487,624千円</p> <p>受取利息 123千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 29,349千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円</p> <p>受取利息 100千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 20,601千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

（金融商品関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関係する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103
資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超

預金	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	-
差入保証金	-	44,119
合計	960,447	44,119

第11期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク(金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク)の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

(有価証券関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>

	エマージング・カレン シー・債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

	エマージング・カレン シー・債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTIインド ファンド
営業収益	871,660	266,667

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示してまいります。

(資産除去債務関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。																
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減																
(単位：千円)	(単位：千円)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th>時の経過に よる調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>26,661</td> <td>137</td> <td>26,798</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高		26,661	137	26,798	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th>時の経過に よる調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,798</td> <td></td> <td>556</td> <td>27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高	26,798		556	27,355
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
	26,661	137	26,798														
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
26,798		556	27,355														

(関連当事者情報)

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払手 数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第11期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払手 数料	46,871
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主 な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
流動資産		流動資産	
未払事業税	1,051千円	未払事業税	979千円
小計	1,051千円	小計	979千円
固定資産		固定資産	
資産除去債務	10,904千円	資産除去債務	9,749千円
その他	891千円	その他	524千円
評価性引当額	10,904千円	評価性引当額	9,749千円
繰延税金負債(固定)との相	891千円	繰延税金負債(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	千円	小計	千円
繰延税金資産合計	1,051千円	繰延税金資産合計	979千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		固定負債	
建物(除去費用)	10,737千円	建物(除去費用)	9,093千円
繰延税金資産(固定)との相	891千円	繰延税金資産(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	9,845千円	小計	8,568千円
繰延税金負債合計	9,845千円	繰延税金負債合計	8,568千円
差引：繰延税金負債の純額	8,794千円	差引：繰延税金負債の純額	7,588千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	

法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	
住民税均等割額	0.23%	
評価性引当額の増減	9.29%	
その他	0.11%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.30%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する会計年度から平成26年4月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は128千円減少（繰延税金負債は1,199千円減少）し、法人税調整額が1,070千円減少しております。

(退職給付関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第11期
（自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月6日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三井住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 342,037百万円(平成24年4月1日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 512,204百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 内藤証券株式会社
- ・資本金の額 3,002百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 楽天証券株式会社
- ・資本金の額 7,495百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 S M B C 日興証券株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 フィデリティ証券株式会社
- ・資本金の額 5,207.5百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 株式会社 S B I 証券
- ・資本金の額 47,937百万円(平成24年3月末日現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 三田証券株式会社
- ・資本金の額 500百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 東洋証券株式会社
- ・資本金の額 13,494百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 あかつき証券株式会社
- ・資本金の額 2,065百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 高木証券株式会社
- ・資本金の額 11,069百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 アールエス・インベストメント・マネージメント・シーオー・エルエルシー
- ・資本金の額 約396百万米ドル(約30,955百万円)(平成23年12月末日現在)
2012年7月末日の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値1米ドル=78.17円にて換算
- ・事業の内容 投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、主な投資対象の「米国小型成長株マザーファンド」の株式等の運用の指図を行います。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託会社

該当事項はありません。

（ 2 ） 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

有価証券届出書	平成23年9月13日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年1月20日、平成24年3月12日
有価証券報告書	平成23年9月13日
半期報告書	平成24年3月12日
臨時報告書	平成24年4月13日

独立監査人の監査報告書

平成24年7月25日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアメリカン・ドリーム・ファンドの平成23年6月14日から平成24年6月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アメリカン・ドリーム・ファンドの平成24年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩本 正

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。